

新型コロナウイルス感染症の公表に関する基本指針

留萌市新型コロナウイルス感染症総合対策本部では、市職員、保育施設・小中学校の乳幼児、児童、生徒、教職員等、さらには病院、医院、歯科医院の職員や利用者等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合における情報の公表に関する基本指針について次のとおり定める。なお、本指針は、今後の感染者の発生状況、さらには新型コロナウイルス感染症に係る人権等への影響等を踏まえ、適宜見直しを行うこととする。

第1 公表の目的

市内における感染拡大を防止し、新型コロナウイルス感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にとどめ、市民の安全で安心な生活を維持するとともに、公表に際して、新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者等に対する不当な差別、偏見、誹謗中傷等が生じることがないように、正確な情報を提供することを目的とする。

第2 人権等への配慮

新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者、対応にあたった医療関係者等に対し、インターネットやソーシャルネットワークサービス上で、新型コロナウイルス感染症を理由とした不当な差別、偏見、いじめ、心ない言動が広がっている現状を鑑み、感染が疑われる症状が出て、検査のための受診や保健所への正確な行動歴、濃厚接触者の情報提供をためらってしまう等、感染拡大の防止に支障を来す恐れもあることから、公表に際しては、不確かで事実とは異なる情報をむやみに拡散させることなく、国や道、市等公的機関が発信する情報を確認し、個人情報保護や人権等に配慮した冷静な行動をとることを、市民に要請する。

第3 公表の対象

- 1 市職員が感染した場合
- 2 市内の保育施設（私立認可保育所、小規模保育施設）で感染者が発生した場合
- 3 小学校・中学校で感染者が発生した場合
- 4 その他市の施設で感染者が発生した場合
- 5 市内の病院、医院、歯科医院（以下「病院等」という。）で感染者が発生し

た場合

第4 公表内容

感染者及び濃厚接触者の範囲、感染経路、感染拡大のリスク等を総合的に勘案し、次のうち、必要な情報を公表する。

1 市職員、保育施設職員、教職員等

- (1) 感染者の勤務先又は感染が発生した施設名（ただし、保育施設名、学校名は原則、公表しない。）
- (2) 感染者の陽性判明日
- (3) 感染者の年代、性別、居住地（市内・市外）等
- (4) 感染者の症状・経過等
- (5) 感染者の渡航歴及び行動等
- (6) 公衆衛生上の対策（休業等の予定、消毒の実施等）

2 保育施設の乳幼児、小中学校の児童・生徒

- (1) 感染者が在籍する施設区分（ただし、保育施設名、学校名は原則、公表しない。）
- (2) 感染者の陽性判明日
- (3) 公衆衛生上の対策（休業予定、消毒の実施等）

3 その他市の施設の利用者

- (1) 感染者が利用した施設名（感染者が特定される恐れがある場合は、施設種別のみとする。）
- (2) 感染者の陽性判明日
- (3) 公衆衛生上の対策（休館の予定、消毒の実施等）

4 病院等の職員及び利用者等

- (1) 感染者が勤務及び利用している、若しくは利用した病院等名
 - ア 施設管理者及び事業者（以下「事業者等」という。）の判断で感染者が発生したことを公表する場合、あるいは公表した場合は、留萌医師会及び留萌歯科医師会からの情報提供に基づき、個人情報の保護や人権上の配慮に十分留意し、公表する。
 - イ 事業者等が個人情報の保護等の観点から公表しないと判断した場合は、留萌医師会及び留萌歯科医師会からの情報提供に基づき、原則、病院等名は公表しない。
- (2) 第4の4(1)アの場合にあつては、感染者の陽性判明日

- (3) 第4の4(1)アの場合にあつては、公衆衛生上の対策（休業予定、消毒の実施等）

第5 公表の方法

道が、留萌市における新型コロナウイルス感染症に関する情報の公表を行った後、次の方法により速やかに公表する。

- 1 プレスリリース（必要に応じて記者会見を行う。）
- 2 留萌市ホームページ
- 3 コミュニティFM放送

第6 留意事項

- 1 公表にあつては、感染者や濃厚接触者、その家族等の個人情報や人権等の保護とともに、市民の不安をいたずらに増大することにつながらないように、最大限配慮する。
- 2 第3の公表内容については、第6の1も踏まえ、案件ごとに個別に判断するが、クラスターが発生する恐れがある等、市民の不安が増大すると判断される場合にあつては、あらかじめ情報共有等の取り決めに交わしている機関・団体等と協議の上、公表内容を拡充させることも検討する。なお、感染者が特定される恐れがあり、個人情報の保護や人権等への配慮が求められる場合には、これらの情報の全部又は一部について公表しないことも検討する。
- 3 指定管理業務従事者等において感染が発生した場合については、指定管理者と協議の上、第3の4、第4の1に基づき、公表を判断する。
- 4 感染者が発生した旨の情報提供が市内の事業者等からあつた場合は、事業者等と十分な調整を図り、第6の1に十分配慮の上、公表する。
- 5 本指針において知り得た個人情報は、市が個人情報保護に関する法令に従い、厳重に管理する。
- 6 感染状況等情勢が変化した場合は、本指針に基づく公表を一時停止することもあるものとする。

附 則

この指針は、令和3年2月1日から施行する。